

千葉県 指令第 号の

住 所
氏 名

年 月 日付け農地法第4条第1項の規定による記1及び記2に係る転用（ 用地）の
許可申請については、記3の理由により許可しない。

年 月 日

千葉県知事

印

記

- 1 申請土地
- 2 転用目的
- 3 許可しない理由

[教示]

- 1 この処分不服があるときは、地方自治法第255条の2の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を農林水産大臣とした審査請求書（行政不服審査法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。）正副2通を農林水産大臣に提出して審査を請求することができます（なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。）。

なお、審査請求書は、当知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館 関東農政局長に提出してください。

- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。